

多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会 報告書概要

令和3年12月

新たな交通ルール(車両区分)

○ 一定の大きさ以下の電動モビリティは、最高速度に応じて以下の3類型に分ける

① 歩道通行車(6~10km/h以下)

- ・ 電動車椅子相当の大きさ(長さ120cm×幅70cm×高さ120cm(注))
- ・ 歩道・路側帯を通行(歩行者扱い)
- ・ 立ち乗り・座り乗りで区別しない

(注) 安全性を向上させるためのセンサー等の扱いについては、今後検討



6~10km/h以下



歩道



路側帯

② 小型低速車 (15~20km/h以下)

- ・ 普通自転車相当の大きさ(長さ190cm×幅60cm)
 - ・ 車道、普通自転車専用通行帯、自転車道を通行
- ※ 歩道、路側帯通行時は、最高速度の制御とそれに連動する表示が必要



15~20km/h以下



車道



普通自転車専用通行帯



自転車道



歩道



路側帯

③ 既存の原動機付自転車等 (15~20km/h超)

- ・ 車道のみ通行
- ・ 免許やヘルメット等のルールは維持



15~20km/h超



車道

新たな交通ルール(小型低速車)

(1) 最高速度、車体の大きさ等

- ・ 最高速度：一般的な自転車利用者の速度（15～20km/h）と同程度で検討
- ・ 車体の大きさ：長さ190cm×幅60cm ※普通自転車相当
- ・ 立ち乗りでも座り乗りでもよい



(2) 運転することができる者

- ・ 運転免許の必要性までは認められないが、一定の年齢制限を設けることが適当
- ・ 小型低速車の販売やシェアリング事業を行う者に対して、小型低速車の利用者への交通安全教育を行うことを求めるべき

(3) 通行場所

- ・ 車道、普通自転車専用通行帯、自転車道を通行
- ※ 歩道、路側帯通行時は、最高速度の制御とそれに連動する表示が必要



車道



普通自転車専用通行帯



自転車道



歩道



路側帯

(4) 乗車用ヘルメット

- ・ 着用促進を図っていくために、法的義務や啓発の在り方について検討することが求められる

新たな交通ルール(自動歩道通行車)

○ 無人走行する歩道通行車(自動歩道通行車)に係る基準は、以下の方向で検討

※ この基準を満たさないものについては、今回検討している新たな交通ルールには含めない

(1) 最高速度、車体の大きさ

- 最高速度: 6km/h
- 車体の大きさ: 長さ120cm × 幅70cm × 高さ120cm (注) ※ 電動車椅子相当



(注) 安全性を向上させるためのセンサー等の扱いについては、今後検討

(2) 通行場所

- 歩行者と同じ
(歩道、路側帯、道路の右側端)

公道実証実験が実施された道路の例



幅員が十分に広い歩道



路側帯の設置された道路



歩車道の区別のない道路

(3) 通行方法

- 歩行者相当の交通ルールに従う (信号や道路標識等に従う、横断歩道を横断など)

➡ 無人走行という特性を踏まえ、走行させる主体を行政機関が把握するための制度を設ける

(1) 歩道通行車、小型低速車

○ 最高速度

- ・ 歩道通行車の最高速度は、6～10km/hの範囲で検討
- ・ 小型低速車の最高速度は、一般的な自転車利用者の速度（15～20km/h）と同程度で検討

○ 小型低速車利用者への交通安全教育の在り方

- ・ 運転免許を不要とするが、基本的な交通ルールに関する理解を担保するため、シェアリング事業者・販売事業者による利用者に対する交通安全教育の実施を求める

○ 小型低速車及び自転車のヘルメット

- ・ 小型低速車及び自転車の運転者について、ヘルメットの着用促進を図っていく

(2) 状態が変化するモビリティ

○ 最高速度の制御と連動した表示の在り方

- ・ 表示の方法や切替えによる最高速度の制限の担保方法等については、更に検討

(3) 自動歩道通行車

○ 制度整備の在り方

- ・ 走行させる主体を行政機関が把握するための制度を新設
- ・ 車体の安全性の確保については、産業界における自主的な取組に期待

